

茅ヶ崎市の保健所政令市移行に関する覚書

茅ヶ崎市が地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項に規定する政令で定める市（以下「政令市」という。）になること（以下「移行」という。）に関し、神奈川県（以下「甲」という。）と茅ヶ崎市（以下「乙」という。）との間で協議した結果、甲と乙とは、次の事項について基本的な合意に達したので覚書を取り交わすものとする。

（移行の時期等）

第 1 条 移行の時期は、平成 29 年 4 月 1 日を目途とする。

2 乙は、移行に向けた準備を進めるとともに、甲は、移行後の乙の業務運営が円滑に行われるよう乙を支援する。

（移管する業務等）

第 2 条 甲は、法令の規定に基づき政令市において行うべき業務のほか、現在、甲において行っている業務のうち、市民サービスの面等から乙で処理することが効果的な業務を移管する。ただし、乙が行う業務のうち、衛生検査（簡易なものを除く。）及び犬の抑留等については、甲が乙から受託するなどの協力を行う。

（寒川町の保健所業務）

第 3 条 甲は、甲が所管する寒川町域に係る保健所業務を、第 1 条第 1 項の移行時期に乙に委託する。

（施設等の取扱い）

第 4 条 甲は、甲が所有する神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の土地（茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 910 番 1）、建物及び備品等について、乙が使用することを認める。

2 甲は、前項の建物を乙が当分の間使用できるよう必要な修繕等を施す。

（職員の派遣等）

第 5 条 職員の派遣等については、乙の業務運営が円滑に行われるよう、必要に応じて次のとおり行う。

（1）甲は、乙が移行するまでの間、別に定める研修計画に基づき、乙の職員を研修のため受け入れるものとする。

（2）甲は、移行後 5 年間、乙に職員を派遣するものとする。この場合、乙が設置する保健所の課長相当職以上の職員については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づく派遣とし、これ以外の職員については、「神奈川県及び市町村職員交流システム要綱」を基本とした派遣とする。

（3）甲は、「神奈川県及び市町村職員交流システム要綱」を基本に、乙の職員を研修のために受け入れる。

（財政的支援等）

第 6 条 甲及び乙は、移行に係る経費負担、財政的支援及び業務の範囲等について、今後別途協議する。

（その他）

第 7 条 甲及び乙は、この覚書に基づき、更に協議を行い、合意に達したものについて書面により確認する。

2 甲及び乙は、この覚書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方署名の上、各自その 1 通を保有する。

平成 27 年 12 月 16 日

甲 横浜市中区日本大通 1
神奈川県
神奈川県知事

黒 島 祐 治

乙 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

服部 信明